栃木県知事認定獣医師認定要領

制定　令和３（2021）年10月20日　畜振第635号

令和５(2023)年３月13日　一部改正

# （目的）

第１　本要領は、家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号。以下「法」という。）第３条の２第１項に基づく「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）」に規定された知事が認定する獣医師（以下、「知事認定獣医師」という。）の認定について、必要な事項を定める。

# （認定基準）

第２　知事は、以下の要件を全て満たすと判断した獣医師に対し、認定を行うものとする。

（１）定期的に農場を巡回し、家畜防疫員と同等以上に適時に豚熱ワクチン接種を行うことができること。

（２）栃木県が行う豚熱ワクチン接種講習会を受講し、ワクチン接種に必要な知識を取得していること。ただし、家畜防疫員として豚熱ワクチン接種を行ったことがある者は、講習会を受講した者と同等の知識があるものとする。

（３）家畜保健衛生所と緊密に連携をとり、その指示に従うこと。

（４）県の免疫付与状況確認検査により感染を防御する抗体価が十分でないと判断された場合には、家畜保健衛生所が実施する原因究明のための調査に協力の上、その指示に従い追加接種を行うこと。

（５）自身がワクチン接種を行う農場及び、登録飼養衛生管理者が豚熱ワクチン接種を行う認定農場に対し、飼養衛生管理基準を遵守するよう指導・助言を行うこと。

（６）豚熱ワクチン接種に係る衛生管理を適切に実施すること。

（７）「家畜伝染病予防法」、「獣医師法」、「獣医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守すること。

（８）獣医師法第８条第２項各号に該当しないこと。

# （申請）

　第３　認定を受けようとする獣医師は、以下のとおり申請を行う。

（１） 申請時の提出書類

認定を受けようとする者は、「知事認定獣医師認定申請書」（別記様式１）に必要事項を記入の上、以下の添付書類を添えて申請を行う。なお、書類の提出先は、県内の診療施設に勤務する獣医師は診療施設を管轄する家畜保健衛生所長、県外の診療施設勤務の獣医師は、ワクチン接種契約を締結する農場を管轄する家畜保健衛生所長とする。

添付書類

・獣医師免許証の写し

・知事認定獣医師認定申請に係る誓約書（別記様式２）

・豚熱ワクチン接種講習会の修了証明書の写しまたは家畜防疫員証の写し

（２） 申請事項の変更

知事認定獣医師が、認定を受けた申請内容に変更が生じた場合、「知事認定獣医師申請事項変更届」（別記様式３）に必要事項を記入し、変更後30日以内に、前項の申請を行った家畜保健衛生所長に提出する。

# （認定の審査）

第４　家畜保健衛生所長は、第３（１）の申請を受理した場合は、第２の認定基準に基づき内容を審査する。審査の結果、適正と認める場合は、申請者に対して、第５の１による認定証を交付する。

２　申請者が認定基準を満たしていないこと等により認定しない場合は、「知事認定獣医師不認定通知書」（別記様式４）により申請者へ通知する。

# （認定証の交付）

　第５　認定証の交付については、以下のとおりとする。

（１）家畜保健衛生所長は、認定を受けた者に対し、「知事認定獣医師認定証」（別記様式５）を交付する。

（２）知事認定獣医師は、第６により認定を取り消された場合、若しくは第７により認定を辞退する場合は、認定証を第３（１）で申請書を提出した家畜保健衛生所長へ返却するものとする。

（３）認定証の交付を受けたものが、認定証の記載内容に変更を生じた場合又は認定証を破り、よごし、又は失ったときは、「知事認定獣医師認定証書換え交付（再交付）申請書」（別記様式６）により認定証の書換え交付又は再交付を申請することができる。

（４）（３）の申請を受けた家畜保健衛生所長は、変更内容等を確認したうえで書換え交付又は再交付するものとする。

# （認定の取消）

　第６　知事認定獣医師が次の各号のいずれかに該当する場合、家畜保健衛生所長は認定を取り消すことができる。

（１） 第２の認定基準を満たさなくなったとき

（２） ワクチンを他者へ譲渡あるいは販売等の受渡しを行ったとき、又は接種計画書に記載された農場以外でワクチンを使用したとき

（３） その他、「豚熱ワクチン使用許可申請等事務処理要領」に規定する要件の不遵守など、知事認定獣医師に相応しくない事由が発生したとき

（４）知事認定獣医師が死亡し、もしくは失踪の宣告を受けたことが確認されたとき

（５）偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき

（６）認定獣医師としての認定を取り消すべきと家畜保健衛生所長が判断したとき

# （認定の辞退）

　第７　知事認定獣医師が、その認定を辞退しようとするときは、「知事認定獣医師辞退届」（別記様式７）を家畜保健衛生所長に提出するものとする。

# （その他）

　第８　その他

（１）家畜保健衛生所長は、認定状況を畜産振興課長へ報告することとする。

（２）その他必要な事項は、畜産振興課長が定める。

# 　附　則

　　（施行期日）

　　　この要領は、令和３（2021）年10月20日から施行する。

# 　附　則

　　（施行期日）

　　　この要領は、令和５（2023）年３月13日から施行する。

別記様式１

知事認定獣医師認定申請書

年　　月　　日

　栃木県　　家畜保健衛生所長　様

　　住　所

氏　名

（認定を受ける獣医師個人の住所・氏名）

　栃木県知事認定獣医師認定要領第３（１）に基づき、下記のとおり知事認定獣医師認定を申請します。

記

診療施設の住所及び名称

（参考資料として、以下の資料を添付すること）

・獣医師免許証の写し（必要に応じて、原本照合をさせていただく場合があります）

・別記様式２による誓約書

・栃木県豚熱ワクチン接種講習会の修了証明書の写しまたは家畜防疫員証の写し

別記様式２

知事認定獣医師認定申請に係る誓約書

（下記の遵守事項について御確認ください。）

|  |
| --- |
| 遵守事項 |
| ①　家畜防疫員と同等以上に適時に豚熱ワクチン接種を実施します |
| ②　栃木県が行う講習会を受講する等、豚熱ワクチン接種に必要な知識を取得しています |
| ③　家畜保健衛生所と緊密に連携をとり、その指示に従います |
| ④　県の免疫付与状況確認検査により抗体が十分でないと判断された場合には、家畜保健衛生所が実施する原因究明のための調査に協力の上、その指示に従い追加接種を行います |
| ⑤　自身がワクチン接種を行う農場及び、登録飼養衛生管理者が豚熱ワクチン接種を行う認定農場に対し、飼養衛生管理基準を遵守するよう指導・助言を行います |
| ⑥　豚熱ワクチン接種に係る衛生管理を適切に実施します |
| ⑦　「家畜伝染病予防法」、「獣医師法」、「獣医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守します |
| ⑧　獣医師法第８条第２項各号※に該当していません |

※　獣医師法第８条第２項各号

獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

1　第十九条第一項の規定に違反して診療を拒んだとき。

2　第二十二条の規定による届出をしなかったとき。

3　前二号の場合のほか、第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき。

4　獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。

　上記の８項目の遵守事項について相違ありません。

　　　　年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　栃木県　　家畜保健衛生所長　様

別記様式３

知事認定獣医師申請事項変更届

年　　月　　日

　栃木県　　家畜保健衛生所長　様

住　所

氏　名

（認定を受けた獣医師個人の住所・氏名）

栃木県知事認定獣医師認定要領第３（２）に基づき、下記のとおり申請事項を変更します。

記

１　診療施設の住所及び名称

２　変更内容

３　変更理由

（参考資料として、以下の資料を添付すること）

・獣医師免許証の写し（必要に応じて、原本照合をさせていただく場合があります）

・別記様式２による誓約書

別記様式４

知事認定獣医師不認定通知書

年　　月　　日

申請者名

　　　　　　　　　　　様

栃木県　　家畜保健衛生所長　○○　○○

栃木県知事認定獣医師認定要領第３に基づき申請のあった件について、下記の理由により不認定としましたので、同要領第４の規定に基づき通知します。

記

１　申請年月日

２　認定申請をした獣医師の診療施設の名称

３　理由

別記様式５

知事認定獣医師認定証

知事認定獣医師認定証

〇〇〇〇（獣医師名）（　　年　　月　　日生）

　　上記の者を豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第３－２に

　基づく知事認定獣医師と認める

　　　認定番号　　第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　（認定日）　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　栃木県知事　○○　○○

印

縦53.98mm、横85.60mm

別記様式６

知事認定獣医師認定証書換え交付（再交付）申請書

年　　月　　日

　栃木県　　家畜保健衛生所長　様

住　所

氏　名

（認定を受けた獣医師個人の住所・氏名）

栃木県知事認定獣医師認定要領第５（３）に基づき、下記のとおり知事認定獣医師認定証の書換え交付（再交付）を申請します。

記

１　診療施設の住所及び名称

２　認定番号

３　申請理由

別記様式７

知事認定獣医師辞退届

年　　月　　日

　栃木県　　家畜保健衛生所長　様

住　所

氏　名

（認定を受けた獣医師個人の住所・氏名）

栃木県知事認定獣医師認定要領第７に基づき、下記のとおり辞退します。

記

１　辞退する知事認定獣医師の診療施設の名称

２　辞退する知事認定獣医師の知事認定番号

３　辞退の理由